

中小企業庁における下請代金支払遅延等防止法の運用状況

中小企業庁取引課

下請代金支払遅延等防止法の概要

下請代金支払遅延等防止法は、独占禁止法の特別法として、下請取引を公正なものとするとともに、下請事業者の利益を保護するため制定されたものであり、同法については公正取引委員会が所掌している。

なお、中小企業庁は、同法に基づき下請取引に関する調査・検査を行う権限を有しており、当該調査・検査に基づいて、同法違反の可能性がある親事業者に対して改善指導等を行っている。

年度 事項	15	16	17	18	19	20 上期
書面調査・申告等	70,730	52,293	143,935	123,386	130,877	102,414
申告	11	19	20	13	29	24
警告文書発出	-	-	4,187	4,314	6,954	3,996
立入検査等	2,338	2,216	1,598	1,038	979	433
改善指導措置	1,633	1,576	1,174	918	903	395
うち措置請求	1	0	0	1	1	0

(改善指導措置の内訳)

年度 内訳	15	16	17	18	19	20 上期	
実 体 規 定 関 係	総計	927	1,011	744	725	757	353
	受領拒否	73	83	42	12	13	12
	支払遅延	278	279	250	374	364	127
	下請代金の減額	338	368	275	236	272	137
	返品	97	83	54	22	15	14
	買ったたき	30	47	15	18	33	13
	購入・利用強制	6	7	1	1	1	0
	報復措置	0	1	0	0	0	0
	有償材の早期相殺	54	42	48	18	26	20
	長期手形交付	51	100	56	35	31	27
	利益要請	-	0	1	2	2	2
	やり直し	-	1	2	7	0	1
手 続 規 定 関 係	総計	2,327	2,190	1,458	1,360	1,130	603
	書面不備 ・未交付	1,508	1,483	984	828	521	370
	書類未保存	819	707	474	532	609	233